

平成30年度事業報告

I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

平成27年8月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」におけるSDGs(持続可能な開発目標)が、経済、社会の大きな共通目標となり、国産材の利用に大きな追い風が吹く中、地球温暖化防止、地域創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用について、非住宅、中高層建築を含め、街づくりへの拡大を目指して積極的な普及活動等に取り組んだ。

1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

- (1) 平成26年10月に「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用に向けて全国森林組合連合会と共同で行った「ウッドファースト社会の実現に向けての行動宣言」から引続き、日本林業協会、日本林業経営者協会、全国素材生産業協同組合連合会、全日本木材市場連盟も加えた6団体で非住宅分野、民間建築物への木材利用を進めるための法制度の創設などに取組んできたが、平成30年10月の「森林・林業の再生に向けた共同宣言2018」において、森林経営管理法の制定や森林環境税・森林環境譲与税の創設、建築基準法の改正などの動きを受けて、さらに具体的に民間中高層建築物への木材利用、木材消費地である大都市圏での木材利用促進についての取組を強化することとした。
- (2) 木材利用が地球温暖化防止対策、地方創生に果たす役割について、広く国民に理解を求め木材利用拡大に対する支援の輪を広げるため、農林水産省、国土交通省をはじめとする関係省庁、地方自治体などに対して、木材利用を優先する社会実現への取り組みを働き掛けた。

2 消費者、需要者への普及活動

(1) 木材利用拡大への普及活動

- ア 一般消費者や木材ユーザーを対象として、みどりの感謝祭「みどりとふれあうフェスティバル」(5月)、DIYショー(8月)、ジャパンホームショー(11月)、モクコレ2019(1月)、木と住まいの大博覧会(2月)などの展示会に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウム、フェアなどに参加協力し、合法伐採木材、JAS材を含め、幅広い国産材の利用拡大のための普及活動を実施した。
- イ 全木連 HP 等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組むとともに、木材利用推進中央協議会と共同で優良木造施設を紹介するカレンダーを作成し、国会議員を始めとして広く配布・販売を行い木造施設の良さのPRを行った。
- ウ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材PRポスター、リーフレットの作成配布、マスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及に努めた。
- エ 平成31年2月12日に、「木のまちづくりの動向」をテーマに「新たな木材利用の事例発表会・シンポジウム」を開催し、国産材を利用した木造建築物の性能、都市・大型建築物への木材利用の事例紹介などを通じて、特に中高

層建築物における国産材利用の必要性・可能性について情報提供を行った。
(2) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、「高校生ものづくりコンテスト関東大会(8月)」、「全国中学生創造ものづくり教育フェア(1月)」に資材提供・協力を行ったほか、全国木材青壮年団体連合会主催の「全国児童・生徒木工工作コンクール」、共存の森ネットワーク主催の「学校の森・子どもサミット」への協力、各種展示会における木製遊具等の展示など「木育」活動の推進に積極的に取り組んだ。

3 地球温暖化防止対策としての木材利用

(1) 地球温暖化対策への対応としての木材利用の推進

京都議定書の第一約束期間において、温暖化ガス削減目標達成のために森林吸収源が重要な役割を果たしてきたことを評価し、2020年以降の温室効果ガス削減のための国際的枠組みである「パリ協定」の中で、木材利用を通じた森林整備の一層の推進及び伐採木材の二酸化炭素固定に対する評価(HWP)が適切に位置づけられたことに伴い、必要な財源が確保されるよう関係機関等への働きかけを行った。

(2) 違法伐採対策の推進等

ア 林野庁ガイドラインに基づく、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及のため、認定事業者の拡大に努めた。平成31年3月段階での認定団体、認定事業体数は、それぞれ 150、12,200 となった。認定事業者の拡大に加えて、証明された木材・木材製品の信頼性確保のための研修会、セミナーを実施し、供給体制の整備に努めた。

また、国産材の供給増加、新たな森林経営管理システムの開始に合わせて、認定団体の事業者認定・フォローアップ、認定事業者の合法木材の証明に当たって必要な分別管理、書類管理等の手続き、実施体制等の適切な運用について情報提供を行った。

イ 違法伐採対策に関する輸出国、輸入国側の動きについて、海外の関係者との情報交換を行うとともに、環境NGO等との意見交換を実施した。

ウ 平成28年5月に成立し、平成29年5月から施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(グリーンウッド法)」についての認定団体、認定事業者等へのセミナー、ワークショップ、研修会等を開催するとともに、林野庁ガイドラインに基づく認定団体、認定事業者の取組について引続き信頼性が確保されるよう指導を実施した。

(3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効なカスケード活用推進のため、木質バイオマスの発電利用については、関係団体と連携し、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築などの推進に取り組んだ。

II 住宅、街づくりへの総合的な木材利用の取り組み

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組んだ。

1 木材利用の提案活動

- (1) 平成30年8月9日に森林・林業・木材産業関係施策に関する林野庁幹部と正副会長との意見交換会を開催し、需要拡大対策、木材産業振興等について政策提案・意見交換を行った。

2 木造住宅への木材・地域材利用

- (1) 地域型住宅グリーン化、サステナブル建築物等先導、木造住宅施工技術体制整備などの地域材利用の木造住宅づくり対策に対し、委員会への参加など積極的な対応を行った。
- (2) 平成30年度の建築基準法の改正に合わせ、中大規模建築物等における内装制限の見直しなど、非住宅、都市の中での木材利用促進へ向けた建築関係諸制度の動きに対して情報収集・提供、会議等への参加などの取り組みを行った。
- (3) 平成29年度補正予算「木材製品の消費拡大対策事業」のうち、「JAS構造材利用促進事業」、平成30年度当初予算「JAS構造材活用事業者拡大事業及びJAS構造材実証支援事業」、「A材丸太を原材料とする構造材等の普及啓発事業」の実施団体として、各地域の木材関係団体が建築施工事業者等と連携した非住宅分野、JAS材、A材等に的を絞った木材需要拡大対策の取り組みについての支援体制の構築を行った。
- (4) 地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅グリーン化、顔の見える木材での家づくりに関して情報の収集、提供等の活動を行った。
- (5) 国産材の利用拡大を図るため、「国産材マーク」、(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会、(一社)木材表示推進協議会、(一社)木になる紙ネットワーク等との連携を強化し、各種活動を展開した。

3 公共建築物・商工業施設への木材利用促進

- (1) 平成30年4月12日に発足した全国20の政令指定都市の議員等による「政令指定都市木材利用促進議員連盟」の都市での木材利用拡大の動きに協力し、国産材供給の動き、今後、木材利用拡大の鍵となる都市における具体的な木材利用に関する情報の提供等を行った。
- (2) 公共建築物等における木材利用の促進に関する法律に基づく市町村方針策定の拡大に各県木連とともに取り組んだ。
- (3) 木材利用拡大のための都道府県条例の策定に向けての都道府県木連の活動に協力し、平成30年度末までに18県で策定された。
- (4) 木材利用推進中央協議会と連携し、建築事例の普及、情報提供等に取り組んだ。平成30年11月28日の木材利用推進中央協議会主催の木材利用推進全国会議を後援し、高層・超高層ビル等への木材利用促進に関しての最新情報の共有を図った。
- (5) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの関連施設への木材利用の推進に関して、引続き関係機関への木材利用の働きかけ、情報提供の場の設定等に取り組んだ。

III 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

1 木材産業の経営安定化の取り組み

(1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用の推進と制度充実に取り組んだ。

- ア 設備・運転資金の円滑な確保のための日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実を図るため、関係機関との情報交換等を実施した。
- イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用のため、関係機関による会議等への積極的な参加を行い、情報収集等に努めた。
- ウ 3年毎に見直される木材加工業における軽油引取税の免税措置については、平成29年12月の税制改正の中で3年間の延長が認められたが、会員の一層の活用について普及活動を実施した。

(2) 雇用対策等

- ア 雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策にかかる普及推進に取り組んだ。
- イ 人手不足が深刻化する木材産業の実態を踏まえ、会員の状況、要望等についてアンケート調査を実施し、その結果について林野庁に要望するとともに、外国人技能実習生及び外国人労働者の受入れに関して、技能実習制度、技能検定制度「機械木工」の内容、受験状況等の調査、現場の実態調査等を行い、都道府県木連等との今後の方向について意見交換を実施した。

(3) 労働安全対策等

厚生労働省、林業・木材製造業労働災害防止協会との連携を図りながら、木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組むとともに、林業退職金制度の重要性にかんがみ、引き続き都道府県木連を通じ加入促進に取り組んだ。

また、林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品製造業部会の事務局として、ブロックゼロ災推進会議に出席し、情報提供を行った。

2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組んだ。

(1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進した。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

- ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取り組み、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。
- イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助

成制度などの有効活用に取り組んだ。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取り組み

- ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等、②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進、③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進した。
- イ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用に取り組んだ。

(4) 技術・製品開発への取り組み

- ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を関係機関等に働きかけた。
- イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を森林総合研究所等の機関に対して働きかけた。
- ウ 中高層の建築物の木造化・木質化促進のため、CLTなど部材、工法等の開発などを進める機関との情報交換のため各種会議、セミナー等へ積極的に参加し、情報収集に努めた。
- エ 今後増加することが見込まれる大径木利用を進めるための技術開発等を行うため、農林水産技術会議の革新的技術開発・緊急展開事業先導プロジェクトに評議委員長を派遣し、業界のニーズが研究開発に活かされるよう助言した。

(5) 木材貿易・海外との交流

- ア 国産材の海外への輸出促進
日本木材輸出振興協会等と連携して、中国、韓国等への国産材製品の輸出拡大に向けての対策を検討するための委員会への参加等を行った。
- イ 木材貿易問題への対応
 - (ア) 関係団体等との連携の下に、平成30年12月30日に発効した環太平洋11か国によるTPP11、平成31年2月1日に発行した日欧 EPA 等木材貿易を巡る国際情勢が大きく変化する中、国内対策の充実にむけて要望の取りまとめ、要請活動などの取組みを実施した。
 - (イ) エストニア、チリ、インドネシア、カナダ、米国との我が国の木材需給状況、違法伐採対策等に関する意見交換等海外木材関係団体との連携を引き続き実施した。

3 東日本大震災、熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取り組み

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、バーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組んだ。

VI 安全・安心の木材利用・供給の推進

1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築への木材利用を推進する中、品質性能の明確な木材製品や産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、JAS 製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地認証材・合法伐採木材の供給体制整備を引き続き促進した。

(1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同して JAS 製材品普及推進展示会を引続き開催するとともに、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組んだ。

(2) 製材品のホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散等級表示について、JAS 制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き実施した。

(3) 合法性証明木材・都道府県産認証材の利用、供給拡大の取組み及びクリーンウッド法への対応

ア 合法性証明木材の証明チェーンの更なる確立のため、合法木材認定事業体の拡大と木材取扱い関係事業体の理解促進に努めた。

イ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実推進に取り組んだ。

ウ 平成29年5月に施行されたクリーンウッド法に関するセミナー、木材関連事業者の登録に関する相談会等を開催し、木材関連事業者の理解を深めるとともに、合法伐採木材の適切な確認のための取組みについてアンケート調査、情報提供を実施した。

2 木材の健康・安全対策

(1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組んだ。

イ アセトアルデヒドや T-VOC の規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引続き適切な対応に努めた。

V 組織活動の活性化等

1 全国木材産業振興大会の開催

第53回全国木材産業振興大会を、10月18日に広島県において中国支部、広島県木連等の協力の下に開催した。全国から800名の参加のもと「森林・林業の再生に向けた共同宣言2018」や大会決議の採択を行った。

2 各種委員会活動

(1) 制度・施策の提言等

平成30年8月9日に総務委員会を開催し、第53回全国木材産業振興大会

の開催方針を決定するとともに、木材・木材産業振興のための諸活動について議論を行った。

(2) 関係団体との連携強化

木材利用推進、木材産業振興のため、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化のため、木材サミット、JAPIC、住木センター、木材総合情報センター、加工技術協会、木活協、木材利用システム研究会、建築学会、土木学会など他団体主催の会議・勉強会に積極的に参加した。

(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取り組み

- ア 一般消費者・建築関係者などに木材・木材利用に関する様々な情報を提供するため全木連ホームページの拡充改善に取り組んだ。
- イ 全木連時報を通じて、会員間の各種情報の共有化につとめた。

(4) 各種委員会の開催

平成30年3月木材PR委員会を開催し、平成30年度における木材利用普及事業の取り組み方向、木材PRポスターの企画方針について決定した。

3 都道府県木連、支部、関係団体等の会議、諸活動への参加

都道府県木(協)連総会、支部会議、ブロックにおける行政との連絡会議等に参加するとともに、関係団体の事業活動への参加・協力を積極的に取り組んだ。

4 事務局事務の効率化の取組

インターネットバンキングの導入、職員の適正配置など、事務の効率化に引き続き努めた。